

「第43回福岡県伝統的工芸品展」業務委託 企画提案公募実施要領

1 業務目的

近年、本県を訪れる国内外からの観光客が増加する中、伝統的工芸品への関心も高まってきている。しかし、県内の伝統的工芸品生産者の多くは中小零細企業であるため、販路の拡大や宣伝・PR力にも限界がある。そこで、本県では伝統的工芸品産地が集結し、伝統的工芸品に触れる機会を設け、販路拡大を目的に事業を実施するもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

「第43回福岡県伝統的工芸品展」

(2) 業務内容

別添「業務委託公募仕様書」のとおり

3 予算規模

5,789千円（消費税及び地方消費税含む）

4 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和2年2月28日まで

5 提案参加資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと
- (3) 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

6 スケジュール

令和元年7月16日(火)	質問書提出×切
7月23日(火)	企画提案書類提出×切
7月26日(金)頃	選定委員会による審査(プレゼンテーション)実施
7月30日(火)頃	受託事業候補者の決定・選定結果通知
8月上旬頃	受託事業候補者との協議および契約締結準備
8月下旬頃	契約締結（地方創生推進交付金の交付決定後）

7 仕様書及び本公募実施要領に関する質問の受付

様式1「質問書」に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和元年7月16日(火)正午まで

(2) 提出先

福岡県中小企業団体中央会産業支援課

FAX: 092-622-6884 電子メール: shien@chuokai-fukuoka.or.jp

(3) 質問に関する回答方法

福岡県中小企業団体中央会ホームページで公表します。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答をします。

なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなします。

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類及び提出部数について

書類	部数	留意事項
様式2「企画提案書類提出書」	1部	別紙様式に社印及び代表者印を押印すること。
企画提案書（様式任意）	8部	A4片面印刷

(2) 提出期限

令和元年7月23日（火）17時00分まで ※必着

(3) 提出先

福岡県中小企業団体中央会産業支援課（福岡県中小企業振興センター9階）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号

電話：092-622-8780

(4) 提出方法

持参（平日9時～17時）または郵送による。郵送の場合は簡易書留など、記録の残る方法を用いること。

(5) 作成方法

提案対象となる業務内容について、下記①から③の事項を記載し、④の様式で作成してください。

① 提案事業者の概要

- ・提案事業者の組織体制、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・国又は地方公共団体の業務受託等実績（特に当該業務に類似した事業のもの）

② 業務全体の概要

- ・業務全体の運営管理、業務実施体制
（運営責任者の略歴、スタッフの業務分担、スケジュール、進捗状況の管理体制）

② 業務内容の詳細

- ・別添「業務委託公募仕様書」のとおり

③ 企画提案書の様式

- ・企画提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。（縦・横不問）
ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えありません。
- ・表紙には、「第43回福岡県伝統的工芸品展提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載してください。
- ・企画提案書は、事業者概要やパンフレットイメージ図表等を含めて30ページ以内（表紙は含まない）とし、簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ・文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。（表題、図表を除く）

(6) その他

- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とします。

- ・本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。
- ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却いたしません。

10 審査及び委託先の選定方法

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定します。

- (1) 審査者
第43回福岡県伝統的工芸品展委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置。
- (2) 審査方法
選定委員会において、プレゼンテーションやヒアリング等を実施したうえで審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉者、次に優れた提案を行った事業者を次点交渉者とします。
※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出する場合があります。
- (3) 審査会（プレゼンテーション日程）
令和元年7月26日（金）頃に福岡県中小企業団体中央会会議室での開催を予定しているが、詳細な場所や時間帯等を含め、提案者には改めて連絡するものとします。審査会においては、提出した提案書以外の使用は認めません。
- (4) 評価基準
別紙「評価基準書」のとおり。
- (5) 提案者が1社又はいない場合の取り扱い
提案者が1社のみの場合であっても評価は実施し、評価の基準において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。
また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合は、再度公募を実施します。
- (6) 最終審査結果の通知及び公開
採択・不採択に関らず最終審査参加者全員に書面により通知します。併せて、最優秀提案者はその法人名を福岡県中小企業団体中央会ホームページにて公表します。
※最終審査合否通知：令和元年7月30日（火）頃を予定

11 委託契約について

- (1) 上記選定手順により選定された提案者を契約締結候補者として委託契約に関して必要な協議を行い、協議が合意に至った場合は、本委託契約の契約手続きを行います。
なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行います。
最高得点の提案者であっても、最低基準点に満たない場合、選定されない場合があります。
- (2) 委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。
ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

12 留意事項

- (1) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものです。提案書に基づ

- き、そのまま業務を了承するものではありません。
- (2) 本委託業務において発生する権利は、すべて「伝統的工芸品 FUKUOKA 協議会」に帰属するものとします。
- (3) 本公募は、今年度の福岡県当初予算の成立及び地方創生推進交付金の採択を前提として実施しているため、予算が成立しなかった場合には、委託業務の変更（中止）を行うことがあります。なお、この場合、提案者の損害は補償しません。

13 問い合わせ先

伝統的工芸品 FUKUOKA 協議会（事務局：福岡県中小企業団体中央会）

担当：産業支援課 岡田

電話：092-622-8780 FAX：092-622-6884